議案第３４号の参考資料

熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市消防団員等公務災害補償条例（平成１７年条例第２２６号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（補償基礎額） 第５条　（略） ２　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 ⑴　（略） ⑵　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合にあっては、９，７００円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、１万４，５００円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 ３　次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第１号に該当する扶養親族については１００円を、第２号に該当する扶養親族については１人につき３８３	（補償基礎額） 第５条　（略） ２　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 ⑴　（略） ⑵　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合にあっては、９，１００円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、１万４，２００円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 ３　次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第１号又は第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円を、第２号

改　正　案	現　行
円を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。	に該当する扶養親族については１人につき３３３円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。
⑴～⑹　（略）	⑴～⑹　（略）
４　扶養親族たる子のうちに１５歳に達する日後の最初の４月１日から２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、１６７円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。	４　扶養親族たる子のうちに１５歳に達する日後の最初の４月１日から２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、１６７円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。
別表（第５条関係）	別表（第５条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	１０年未満	１０年以上２０年未満	２０年以上
団長及び副団長	１２，９００円	１３，７００円	１４，５００円
分団長及び副分団長	１１，３００円	１２，１００円	１２，９００円
部長、班長及び団員	９，７００円	１０，５００円	１１，３００円

備考　（略）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	１０年未満	１０年以上２０年未満	２０年以上
団長及び副団長	１２，５００円	１３，３５０円	１４，２００円
分団長及び副分団長	１０，８００円	１１，６５０円	１２，５００円
部長、班長及び団員	９，１００円	９，９５０円	１０，８００円

備考　（略）